昭和26年10月25日（毎月一回発行）　川越市政だより　第7号　（一）

川越市政だより
第7號
発行所　川越市役所　電話111・400番
発行人　川越市長
印刷所　川越印刷株式会社　川越市通町通り　電話1144番

# 第四回市民レクリエーション大會

## くりひろげる行事の數々

例年の市民レクリエーション大会が初まります。教養を高め、体をきたえ、新しい力を貯えて明日の活動に資すべきこの市民レクリエーション大会に市民挙つておいで下さるよう希望いたします。

**◎市民文化祭**

主催　川越市（中央）公民館

十一月二、三日　工藝展覽會　市立川越図書館
〃　三、四日　学藝展覽會　市立商業高校
〃　三、四日　書道展覽會　市立商業高校
〃　三、四日　洋画展覽會　市立商業高校
〃　三、四日　寫眞展覽會　市立川越図書館
〃　三、四日　華道展覽會　市内数ケ所
〃　一日　レコードコンサート　上松江町キリスト教会
〃　三日　囲碁の會　中原町囲碁倶楽部
〃　三日　将棋の會　久保町不動尊
〃　四日　短歌の會　市内川越図書館
〃　四日　俳句の會　市内中原町公民館
〃　四日　川柳の會　南町埼銀川越支店

◇備考演劇の會も開催の豫定である

**◎市民体育祭**

主催　川越市
川越市体育協會
川越市学校体育協會

○陸上の部
日時　十一月三日　午前七時
場所　第二中学校建設敷地
種目　町内対抗、職域対抗リレーその他

○卓球の部
日時　十一月二十一日　午前九時
場所　縣立川越女子高校

○庭球の部
日時　十一月三日　午前九時
場所　初雁公園庭球コート
種目　一般男女（複）

○排球の部
日時　十一月三日　午前九時
場所　初雁公園排球コート
種目　一般男女

○籠球の部
日時　十一月三日　午前八時
場所　第二中学校建設敷地
種目　一般男女

○ソフトボールの部
日時　十一月三日　午前九時
場所　第二小学校

○柔道の部
日時　十一月三日　午前九時
場所　第二中学校建設敷地特設道場
種目　職域対抗、紅白試合、町内対抗、投の型

○野球の部
日時　十一月三日　午前九時
場所　初雁野球場
但し十月七日より豫選開始

## 自分の森林でも自由に伐れない……森林法改正

野山に木が青々と繁つているのは如何にも平和な景色です。実際木が多いということは、河川の荒れるのを防ぎ田畑を護り、害虫を喰べる小鳥に巣を與え、嵐を防ぎ、そして更に用途の広い用材の資源ともなります。

ところが、戰争中の乱伐は今や我が國の森林資源を固かつさせてしまいそうな現状で、しかも木は植えてもすぐには大きくなりません。ので、どうしても十年から二十年の年月をかけなければ一度伐つた木の補充はつきません。我が國の用材の消費の割合は約三割五分が建築用、約一割五分がパルプ用材、同じく一割五分が坑木、約一割二分が梱包用と産業用、その他が木製品、枕木、電柱、合板となつていますが、こんなに大切な木材が、自分の森林だからといつてどんく勝手に伐られたのでは忽ち日本中が赤裸になつてしまいます。

そこで去る第十國会で森林法が改正せられ、八月一日から施行せられ農林大臣と縣知事の定める計画に基いて森林所有者は伐採の制限を受け、木を植える義務を負うことになりました。

即ち幼齢林及び急傾斜地の森林等は皆伐禁止林として指定され、立木の皆伐を禁じられ、また原則として毎年一回、伐採を豫定する森林の立木につき知事の許可を得なければならず、許可なくして立木を伐つたものには罰則が適用されます。

更に森林所有者は知事の計画に基く通知があれば、その定めるところに従つて人工植栽をしなければなりません。

たゞ知事に自家用林の指定を申請して、その指定を受けたものについては自家用薪炭材、又は用材の採取を目的として自由に伐採出來ますが、自家用林としては森林所有者またはその家族が住んでいる市町村、又はその隣接市町村内の森林について五反歩（薪炭林のみでは四反歩、用材林のみでは五反歩、兩者合計では五反歩）以内でしか申請ができません。

更に農林大臣が立木の成長の最多の時期をとつて主な樹種別に定めた適正伐期齢級以上の立木については伐採の六十日前までに知事に届出をすれば自由に伐ることが出來ます。

大変むづかしい法律ですが、おわかりにならない点は市役所農務課におたづね下さい。そして森林の緑化に御協力下さるようお願いいたします。

## 外國々旗の取扱について

講和條約の調印で日本もいよ〳〵自由獨立の國として、世界各國の仲間入りをすることになりました。

これに伴つて今後の外國々旗の掲揚又はその意匠の使用等については全く日本の自由である旨総司令部から通知がありました。

但し外國々旗については我が刑法第九十二條に「外國に對し侮辱を加ふる目的を以て其國の國旗其他の國章を損壊、除去又は汚穢したる者は……」と規定し、更に不正競爭防止法第四條に「之を商標として使用し、又は之を商標として使用したる商品を販賣、若は擴布することを得ず」とありますからこれに從うべきは勿論、その取扱いについては國際儀禮上敬意を失わないよう、たとえばどの國旗も大きさを同じにするとかアルファベット順に並べる等の注意が必要です。

なお米國々旗と日本國旗を一しよに掲揚するときは向つて左に米國々旗、右に日本國旗を掲揚すること、かつ大きさは同様にし高さも同じくするようになつています。

講和條約の調印によつてわが國はいよ〳〵獨立國家として出發します。
新日本の表象である國旗を掲げませう。
祝日には忘れないよう國旗を掲げませう。

## 火のもと用心、火の用心

### 火事がふえた川越市

戰前の日本には世界に誇り得るものが多少はあつた。軍艦や紡績や列車の發着の正確さ等がそれであります。戰後はこれ等は全く影をひそめましたが、たゞ今尚依然として世界一の誇りを確保するものがあります。それは火事です。火事による損害については世界廣しと雖、我が國に比較すべき國はありません。

その出火件數年約二万件、損害約三百五十億円と云はれますから、人口一人当り四百三十円になります。

ところで最近の火災の傾向を見ると大都市の大火は著しく減じて、中小都市に多いこと、一度大火があつた場所は殆ど二度と大火をくり返えさないということです。これは大都市の消防力の充実と一度大火にこりるとその土地の人は火の元に気をつけるというところから來ているのでせうがして見ると月並な言葉ですが火災に對する警戒は「火の用心」という俗語につきるものと思はれます。

川越市の昨年の火災發生件數十五件、損害二十一万餘円であつたものが、今年は十月十日までに、既に火災發生二十件、損害は一躍六百六十一万円に達して居ります。これから寒くなつて火災期に入るのですが、まさかこの数字は「市勢發展の跡を示す」等と喜んでいゝ筈のものではありません。

火災の因子としては
一、風速
二、濕度
三、家屋の構造と密集度
四、消防力

の四点が挙げられ、大火は大体この條件が揃つたときに發生するとは云はれますが、川越市の場合、この三の家屋の構造と密集度の点に於ては懸念なしとしないのでありますから、二度と明治二十六年当時の川越大火を繰り返えさないよう、市民各位の細心の注意を希望して止みません。

**火事の電話は交換に「火事」とお告げ下さい**

## 市民税第三期
## 納期は十月末日

## 村山競輪
### 川越市營

11月
26. 27. 28.
29. 30. 12月1.

12月
6. 7. 8.
9. 10. 11.

## その後の——公職追放解除の人々

川越市内の公職追放解除者については一應市政だより第四号に掲載いたしましたが、その後の解除者は次の通りです。遲れながら解除の方々に心よりお祝を申述べます。

若狹勝次　吉田定雄　栗原誠　高野信治　佐藤次郎　宮崎正次　府瀬川清藏　多胡二郎　遠藤泰司　鈴木幸太郎　黒瀬利景　臼井宏

朝日龍幹　栗原城治　奥富福治　三由光延　西野良輝　河久野鹿兒　鈴木威　山崎幸助　栗原正治　佐藤末治　牛田重三郎

## 市營住宅六戸竣工

喜志町と脇田に市營住宅が新しく六戸出來ました。

市では市營住宅使用者審査会にはかり、一定條件で希望者を公募しましたが、三十日抽せんの上入住者を決定する筈です。

なお年度内には市營住宅二十戸が出來る筈です。

## 配給だより

### お米の量目不足はありませんか

本年四月より、食糧配給公團に代つて二十八人のお米やさんが皆様の主食の配給に当つておりますが、量目の不足はありませんか？

市役所では毎月のお米やさんの配給業務研究會に於て、量目の点を常に注意しておりますが、多数の中では兎角間違いも起りますのでお手数でも配給の都度量目をたしかめていたゞいて、もし不足のあつたときはどうぞ遠慮なくお米やさんに申し出でる様お願いいたします。

市役所でも絶えず注意はしておりますが、不正その他お気づきの点がありましたらいつでもお申出で下さるようお願いいたします。

（配給係）

市政に対する御質問、御意見をお寄せ下さい。建設的なものについては「市民の聲」欄に掲載して回答いたします。

（係より）

# 社會福祉事務所新設

## 新しい社會事業の行き方

本年三月二十九日法律第四十五号で社会福祉事業法が公布せられました。この法律に基いて去る九月二十九日の本市臨時市議會で川越市社會福祉事務所設置條例が可決せられ、十月一日から川越市社會福祉事務所が設置せられました。即ち從來生活保護法、兒童福祉法、身体障害者福祉行政は市長が民生課という市の機構によつて處理して來たのですが、要保護者の調査、發見、保護申請の受理、面接、家庭訪問、實地調査等社會保障に關する仕事がだん〲専門技術化され、その能率的運營が必要となつて來たゝめ、市の機構とは別に新しく社會福祉事務所が設けられたわけです。こうして社會保障制度の確立に一歩を進めたわけですが、この外社會福祉事業法の主な点を挙げると次の通りです。

一、社會福祉事業を第一種と第二種に区別し、第一種社會福祉事業は原則として、國、地方公共團体及び社會福祉法人の經營に限ること〻したこと。勿論その他のものでも特に許可を受ければ經營は許される。

二、社會福祉事業は慈善事業とは異り、その獨立心を損うことなく、正常な社會人として生活できるよう援助することである旨を規定している

三、現業行政機關として社會福祉事務所を設置すべきこと。

四、社會福祉事務所の指導監督を行う職員及び現業を行う職員を社會福祉主事に限定したこと。

五、福祉事業を經營するもののそれ〲の活動分野と責任を明らかにし、公私の關係をはつきりするよう規定したこと。

六、共同募金と社會福祉事業との表裏一体をはつきりさせたこと

と大体以上の通りですが社會保障制度は新しい時代の要求です。單に法律や制度の充実ではなくて國民一人一人の胸の中に不幸な人々と共に生きる気持がない限りうまくはゆきせんこうした気持が人々の心にゆきわたつた日こそ、明るく樂しい世の中が生れることを銘記しようではありませんか。

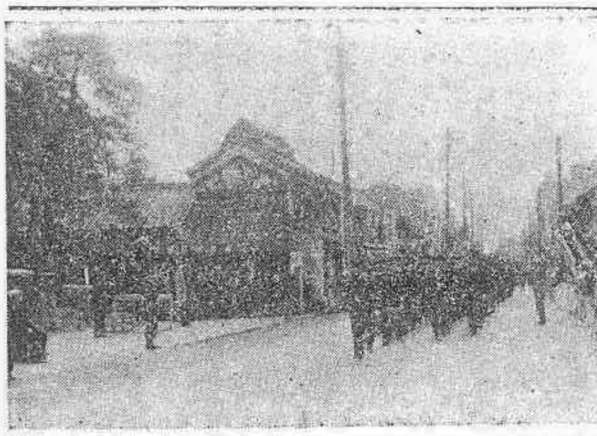

(寫眞説明)十月十二日川越市及び近郊七ヶ村の連合消防団査閲が行われ点検、演習、分列、表彰等が行われました。

## 市議會ニュース

固定資産の評價決定に伴い固定資産評價審査委員會條例やこれに關連する人事等を決定するため九月二十九日臨時市議會が招集せられました。しかしながら人事については理事者側と市議會側の意見が一致せず、ために一応これに關する決定は十月上旬の急施臨時市議會に持ちこされ、これに代つて

固定資産評價審査委員會の審査のための會議の開會の期間の特例に關する條例を定める件

　委員會の成立が遅れるので、これに伴つて會議の開會の期間を延期するための條例

を上程可決、更に

川越市固定資産評価審査委員會條例

　固定資産評價審査委員會の審査の手續その他を規定した條例

(別項詳記)

川越市税條例の一部を改正する條例を定める件

　固定資産評價審査委員會條例が出來たので、市税條例中の關係條項を整理し併せて固定資産評價審査委員會開會期間の原則を定めるための條例

川越市社會福祉事務所設置條例を定める件

(別項)

を可決、更に

川越市立川越第三小学校々舎改築の件

を議決いたしました。

こえて十月八日急施臨時市議會が招集され、理事者、市議會兩者の諒解なつて別項の通り收入役、公安委員、固定資産評価審査員の決定を見ました。

# 川越市收入役、公安委員

## 固定資産評價審査員決まる

去る十月八日の急施臨時市議會に於て欠員中であつた收入役、公安委員一名、それに新しく固定資産評価の審査に當るべき審査員三名が決まりました。即ち

收入役に

川越市大字川越一、一八九番地　新井長治

公安委員に

川越市大字川越一、六五〇番地　赤星幸次郎

固定資産評価審査員に

川越市大字川越五二一番地　伊藤正

川越市大字脇田二九五番地　臼井信三

川越市大字新宿一三五番地　間仁田辰之助

の各氏が十月八日附で発令、任命を受けました。

この人事については別項市議會ニュースにも記載の通り理事者、市議會とも並々ならぬ苦心の存したところで、殊に固定資産評価審査員の伊藤氏は司法書士、臼井氏は協和製作所社長、間仁田氏は農業と各層に亘つて固定資産評価審査の公平を期した点市民の方々にも御諒承いたゞけると思います。

## 川越市固定資産評價審査委員會條例

固定資産評価審査委員會の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めた條例です。

特にその審査の請求については

イ、審査請求書正副二通を委員會に提出すること

ロ、審査請求書には次の事項を記載し請求者が署名、押印すること

　請求の年月日

　請求者の住所、氏名及び生年月日

　(請求者が法人である場合においては、その名稱及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名)

　請求者に法定代理人がある場合はその住所及び氏名

　請求事項

　請求の事由

　口頭審理の手続による審査を請求する場合においてはその旨

ハ、審査請求書には貸借対照表その他審査に関し必要な資料を添附することができる

ニ、請求書提出後、その記載事項に変更を生じた場合はその事項を委員會に屆出なければならない

ホ、請求者は口頭審理の場合出席して意見を述べることができる

等の規定を設けてあります。

## 固定資産評價審査委員会活動開始

別項の通り固定資産審査委員会の成立に伴い條例によつて委員會の開會期間は十月九日から十一月十七日までと決められました。目下審査委員會は十月二十日までに提出せられた評価に対する不服の申立の審査に活潑な活動を開始していますなお委員の任期は抽せんの結果

一年　臼井信三

二年　間仁田辰之助

三年　伊藤正

と決まり、委員長は互選の結果伊藤正氏と決まりました。

## 選擧人名簿の縦覧

### 十一月五日から：十五日間

去る九月十五日現在で選挙權のある方は申告していたゞきました。川越市の選挙管理委員會はこの申告に基いて基本選擧人名簿を調製するわけですが、この基本選擧人名簿は公職選挙法第二十二條の規定に基いて十一月五日から十五日間市役所に於て縦覧に供します御自分の名前が洩れているかいないかを右期間中市役所で御覧の上たしかめて下さい。

## 作りませう　婦人貯蓄組合

國家經済の再建の基調は家庭生活の合理化です。家計を實際に取扱う皆樣方御婦人の力によつて一日も早く婦人貯蓄組合をつくり家計の合理化、生活の改善に努めましよう。(貯蓄係)

## 百日咳及びジフテリヤ豫防注射のお知らせ

市では昭和二十六年五月一日から仝年七月三十一日までに生れた子供さんの百日咳豫防注射を行つております。また昭和二十五年九月一日から昭和二十六年二月二十八日までに生れた子供さんにはジフテリヤの豫防注射を行つています。該当の方には夫れ〲御通知してありますが期日が離れておりますからお忘れないよう願います。

⊙百日咳豫防注射

| 第二回 | 第三回 | 場所 |
|---|---|---|
| 十一月一日 | 十一月十五日 | 第二小学校 |
| 〃　二日 | 〃　十六日 | 第三小学校 |
| 〃　五日 | 〃　十七日 | 工業高等学校 |

⊙ジフテリヤ豫防注射

| 第三回 | 場所 |
|---|---|
| 十一月十一日 | 第二小学校 |
| 〃　十二日 | 第三小学校 |
| 〃　十三日 | 工業学校 |
| 〃　十四日 | 第五小学校 |

時間はいづれも午後一時三十分から午後三時三十分まで、一応各町により注射場所を指定してありますが、都合でどの場所で受けても差支ありません。

## 川越市の住宅調査

川越市の住宅調査表がまとまりました。これは昭和二十五年十月一日の國勢調査の際の数字から集計したもので川越市の住宅の状況がよくわかります。

川越市世帯総数　一〇、七六〇

内訳

| | |
|---|---|
| 持家 | 四、三〇七(四割) |
| 借家 | 五、〇一五(四割七分) |
| 給與住宅 | 四四八(四分) |
| 間借 | 九一〇(八分) |
| その他 | 八〇(八厘) |

即ち自分の家を持つている人は約四割という数字になつて居ります。

つぎに各世帯の疊数を見ると

| | 一世帯当疊数 | 一人当疊数 |
|---|---|---|
| 持家 | 一九・二 | 三・五 |
| 借家 | 一二・一 | 二・六 |
| 給與住宅 | 一六・一 | 三・二 |
| 間借 | 七・二 | 二・三 |
| 平均 | 一四・七 | 三・一 |

となつて居ります。他の都市の数字が手許にありませんので、比較できませんが、戰災を蒙つていないだけ、川越市民は住宅には比較的恵まれているのではないかと思います。

一世帯当り疊数の最高は猪鼻町の二二・九疊、最低は境町の一〇・六疊、一人当り疊数の最高は南町の四・〇疊、最低は脇田町の二・二疊であります。しかし一世帯当り一人当りの疊数だけでは川越市の住宅問題は解決いたしません。間借九百十世帯、その他八十世帯のうちの多くは家に困つて居られるものと思はれますから、一日も早く多くの家が出來るよう念願いたします。

## 桐の苗を植えませう

### 市で半額を補助

講和條約を記念して傳統の川越簞笥育成の一助にもと桐の樹の栽培を奨励する案が市勢振興、商工合同委員會で決まりました。即ち市で桐の苗を購入し、半額で希望者に分譲、植えてもらうという案で、これに関する條例と豫算が來る十月末の定例市議会に上程せられる筈ですが、御希望の方は市役所商工課に御問合せ下さい。

## 川越市立第一中學校工事の概要

去る九月二十七日市長議長、縣教育長、その他関係者參集新築落成式を擧行した川越市立第一中學校は既に生徒も落つき勉学に努めていますが、その工事概要の数字がまとまりましたので御報告いたします。

| | |
|---|---|
| 敷地總面積 | 六、五七三、八四坪 |
| 建物總面積 | 八四二、〇〇〃 |
| 第一校舎 | 五一一、〇〇〃 |
| 第二校舎 | 二三〇、〇〇〃 |
| 昇降所 | 四二、〇〇〃 |
| 生徒便所 | 一二、〇〇〃 |
| 湯沸宿直小使所 | 一七、五〇〃 |
| 渡廊下 | 二〇、〇〇〃 |
| ポンプ置場 | 四、五〇〃 |
| 自轉車置場 | 五、〇〇〃 |
| 教室總數 | 二〇 |
| 普通教室数 | 一五 |
| 特別教室数 | 五 |
| 總工費 | 一八、八八二、〇〇〇円 |
| 起工 | 昭和二十六年二月 |
| 竣功 | 昭和二十六年九月 |
| 設計監理 | 川越市役所土木課 |
| 施工 | 松榮工業株式會社 |